

令和4年4月27日

保護者の皆様

泉大津市立誠風中学校
校長 向井 説行

警報発令時の学校の対応措置について(お知らせ)

警報発令時の学校の対応については、以下の措置になりますので、お知らせします。

記

【対応措置】 泉州地域に、午前7時の時点で警報が発令中の場合は、臨時休業とする

※泉大津市に午前7時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は、臨時休業とする。また、台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風警報等が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休業とする場合もある。

(具体的な運用について)

- ①午前7時以降、登校時刻までに警報が発令された場合は臨時休業とする。
- ②登校以降に警報が発令された場合は、登校した生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて校長の判断で下校等、適宜措置するものとする。その際、教育委員会と十分な連携を図るものとする。
- ③警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休業あるいは登校時間を遅らせる場合もある。

【用語の定義】

警報とは、以下のものをいう。

- ・「特別警報」又は「暴風警報」

※台風接近時にかかわらず、上記の警報発令時は以上の対応措置をとる。

- ・台風接近に伴う「大雨警報」

〔問い合わせ先〕

泉大津市立誠風中学校
教頭 佐藤 維
電話 0725-33-5761